

平成十四年度宮之城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第二号)「原案可決」

歳入歳出予算にそれぞれ二億七、一九七万二千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ一九億六、〇九八万五千円とする。保険給付費、老人保健拠出金等に要する経費の補正。

平成十四年度宮之城町水道事業会計補正予算(第二号)「原案可決」

水道西手線送配水管移設工事等に伴う費用の補正。

平成十四年度宮之城町営農飲雑用事業特別会計補正予算(第一号)「原案可決」

白男川地区営農飲雑用事業に伴う財源の組み替え。

人権擁護委員候補者の推薦について「同意」

小松園静子氏が任期満了とな

るため、引き続き委員に推薦。

宮之城町職員の給与に関する条例等の一部改正について「原案可決」

国家公務員の給与改定等に伴って、地方公務員の給与等の改定(減額改定)。

宮之城町報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について「原案可決」

国家公務員の給与改定等に伴って、議会議員の報酬及び特別職の給与の改定(減額改定)。

宮之城町報酬及び費用弁償等に関する条例並びに宮之城町長等の給与等に関する条例及び宮之城町教育長の給与等に関する条例の特例に関する条例の制定について「原案可決」

厳しい経済情勢を考慮して、町議会議員、町長、助役及び教育長の報酬、給与を一定期間減額する。

平成十四年度宮之城町一般会計補正予算(第一〇号)「原案可決」

職員の給与改定等に伴う人件費及び議会費の補正。

平成十四年度宮之城町間易水道事業特別会計補正予算(第一号)「原案可決」

歳入歳出予算からそれぞれ九万四千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ八、八六五万一千円とする。佐志地区、時吉地区及び平川地区簡易水道事業に伴う補正。

平成十四年度宮之城町水道事業会計補正予算(第二号)「原案可決」

職員の給与改定等に伴う人件費の補正。

陳情第四号 准看護師から看護師への移行教育の早期開始を求める陳情書「採択」

陳情第十二号 WTO農業交渉に関する陳情書「採択」

発議第十四号 准看護師から看護師への移行教育の早期実現を求める意見書(案)の提出について「原案可決」

発議第十五号 WTO農業交渉に関する意見書(案)の提出について「原案可決」

発議第十六号 町村自治の確立に関する意見書(案)の提出について「原案可決」

議員派遣の件 (決定)